

③ 屋外広告物に関する制限

屋外広告物を表示する場合、長野県の屋外広告物条例および中野市沿道景観維持に関する指導要綱の規定による制限があります。

■屋外広告物表示禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示または設置できません。

電柱、街路灯柱・街路樹・信号機・道路標識・カーブミラー・公衆電話ボックス など

■禁止屋外広告物

次の屋外広告は表示または設置できません。

- ・保安上使用するものを除き、地色に彩度15以上の色、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの
- ・汚染、退色、はく離、または破損したもの
- ・裏面が塗装されていないもの

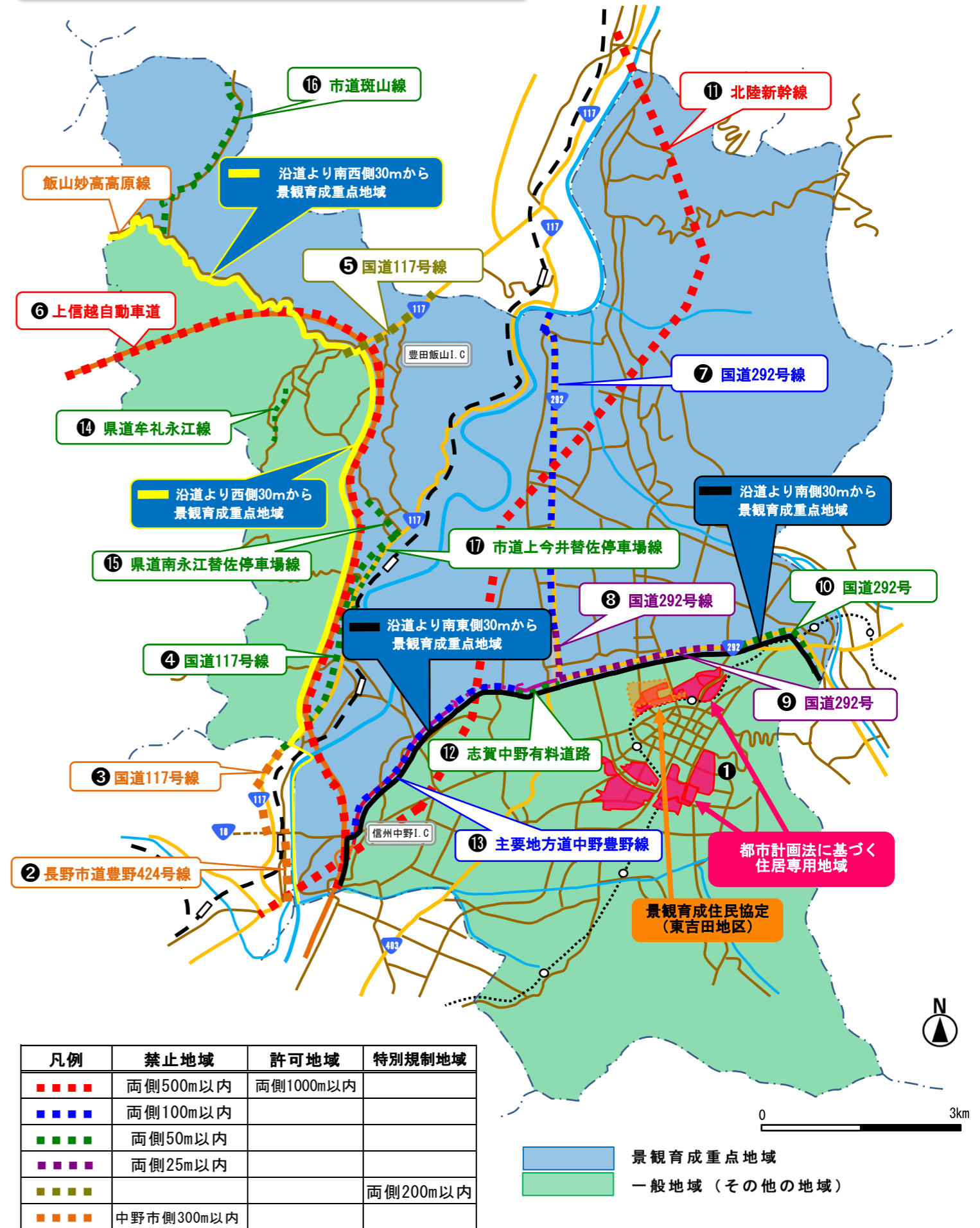
■屋外広告物禁止地域・許可地域・特別規制地域

次の表1の地域において、屋外広告物禁止地域では、屋外広告物を表示または設置することができません。また、屋外広告物許可地域及び屋外広告物特別規制地域で、屋外広告物を表示または設置する場合、許可の手続きが必要です。ただし、自己用広告物で表示面積の合計が禁止地域10㎡以下、許可地域15㎡以下、特別規制地域3㎡以下のものは表示または設置できますが、中野市沿道景観維持に関する指導要綱（表1中市要綱）に該当する地域で表示面積5㎡を超えるものは協議の手続きが必要です。

(表1) 屋外広告物禁止地域・許可地域・特別規制地域

No.	規制される地域	県条例	市要綱	屋外広告物禁止地域	屋外広告物許可地域	屋外広告物特別規制地域
①	都市計画法に基づく住居専用地域			第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域		
②	長野市道豊野424号線 (長野市内一部区間)			中野市側300m以内		
③	国道117号線 (長野市内一部区間)			中野市側300m以内		
④	国道117号 (一部区間)			両側各50m以内		
⑤	国道117号線 (一部区間)					両側各200m以内
⑥	上信越自動車道			両側各500m以内	両側各1,000m以内	
⑦	国道292号 (長丘バイパス)			両側各100m以内		
⑧	国道292号 (長丘バイパス)			両側各25m以内		
⑨	国道292号 (一本木バイパス)			両側各25m以内		
⑩	国道292号 (一本木バイパス)			両側各50m以内		
⑪	北陸新幹線			両側各500m以内	両側各1,000m以内	
⑫	志賀中野有料道路			両側各50m以内		
⑬	主要地方道中野豊野線 志賀中野有料道路			両側各100m以内		
⑭	県道牟礼永江線 (一部区間)			両側各50m以内		
⑮	県道南永江替佐停車場線 (一部区間)			両側各50m以内		
⑯	市道斑山線			両側各50m以内		
⑰	市道上今井替佐停車場線 (一部区間)			両側各50m以内		

屋外広告物規制図・景観計画区域図



凡例	禁止地域	許可地域	特別規制地域
■■■■	両側500m以内	両側1000m以内	
■■■■	両側100m以内		
■■■■	両側50m以内		
■■■■	両側25m以内		
■■■■			両側200m以内
■■■■	中野市側300m以内		